

令和 5 年 3 月 30 日

【照会先】

栃木労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 市川 嘉史

職業対策課長補佐 赤羽 克仁

(電話) 028-610-3557

## 令和4年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 栃木県内の公的機関への適正実施勧告の実施について

栃木労働局（局長 藤浪 竜哉）では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（以下、「障害者雇用促進法」という）に基づき栃木県内の市町等の機関において、障害者の雇用状況に改善がみられない 1 機関に対し、適正実施を勧告しました。

○市町村等の機関については、障害者雇用促進法において、雇用状況に改善がみられない場合（※）、障害者採用計画の適正実施を勧告できることになっており、令和 4 年度においては、塩谷町に適正実施を勧告しました。

（※）以下のいずれかの基準に該当する場合

- ① 障害者採用計画の実施率が 50%未満であること。
- ② 計画終期（令和 4 年 12 月 31 日）の実雇用率が、当該機関における計画始期（令和 4 年 1 月 1 日）の前年の 6 月 1 日現在における実雇用率を上回っていないこと。

● 栃木県内の市町村等の機関に係る適正実施勧告の過去実績はありません。

市区町村名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
塩谷町	184.0 人	3.0 人	1.63%	1.0 人	特例認定あり (塩谷町教育委員会)

〈参考〉

障害者雇用促進法では、障害者の雇用の促進するために、国及び地方公共団体の任命権者に対し、法定雇用率以上の障害者雇用の義務を付けています。

法定雇用率を達成していない機関は、「障害者採用計画」（計画期間 1 年間）を作成しなければならないほか、厚生労働大臣は特に必要があると認めたときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関して、勧告（適正実施勧告）をすることができるとしています。（第 39 条第 2 項）